

諮詢

鳥取県教育審議会

鳥取県教育審議会第3条第1項の規定により、下記の事項について諮詢します。

令和2年2月20日

鳥取県教育委員会教育長

山 本 仁 志



記

これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について

- 1 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実について
- 2 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の在り方について

諮問理由

平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の理念が示され、特別な配慮を要する子どもたちが地域の中で十分な教育を受け、多様な学びの場を活用しながら、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した取組、いわゆる共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進が求められてきたところであるが、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行等により、その流れは一層強まり、特別な支援を必要とする子どもたちへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築は喫緊の課題となっている。

鳥取県においても、平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」、平成29年7月に「鳥取県みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」を制定して共生社会の実現を目指し取り組んでいるところであり、平成31年3月に改訂した「鳥取県教育振興計画（2019年度～2023年度）」では、特別支援教育の充実が施策の柱として掲げられるなど、特別支援教育のより一層の充実が求められているところである。

幼児児童生徒を取り巻く日本全体の状況としては、医療の進歩や特別支援教育への理解の広がり、障がいに係る概念の変化・多様化等、社会や環境の変化に伴い、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数が年々増加しており、幅広い対応が求められている。

鳥取県の小学校や中学校においては、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正による就学先決定権限の市町村への移譲の影響や発達障がいに対する理解の促進に伴い、全児童生徒数が減少する中、特別支援学級や通級指導教室の在籍者数は増加してきている。また、高等学校においても、発達障がいを中心とした障がいのある生徒が多く入学するようになってきていることから、特別支援教育の対象となる児童生徒は増加を続けているところである。

このため、小学校、中学校、高等学校等の教職員一人一人が特別支援教育に対する理解を深め、児童生徒の学びを保障していくとともに、自信を持って特別な支援が必要な児童生徒の指導に当たることのできるようなサポート体制を構築し、医療、福祉、労働関係機関等とのより良い連携の在り方や児童生徒の実態に応じた学びの場の柔軟な運用等について検討を行っていくことが求められる。

鳥取県の特別支援学校においては、一般企業へ就労する生徒の割合が増加するなど自立と社会参加に向けた取組が進む一方、障がいの重度重複化の進行や人工呼吸器の管理等、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、これに伴い、複数の障がいに対応する教育の在り方や校内外における医療機関等との連携の在り方が課題となってきた。また、視覚障がい及び聴覚障がいに係る特別支援学校の幼児児童生徒数の減少に伴う集団での学び合いの保障等も課題となってきた。

以上のことから、障がいのある子どもたち一人一人が、持てる能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加できるよう、鳥取県における特別支援教育を積極的に推進していくため、本県のこれから時代における特別支援教育の在り方について、鳥取県教育審議会に諮問するものである。